

平成理研株式会社

〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町2856番地3 TEL (028) 660-1700 FAX (028) 660-1818 URL: http://www.heiseiriken.co.ip

Vol.10 No.51 2014年11月

水質汚濁防止法施行規則等の一部 改正 カドミウムの排水基準改正等

平成 26 年 11 月 4 日付けで「水質汚濁防止法施 行規則等の一部を改正する省令」が公布され、同年 12月1日より施行となります。この改正でカドミ ウムの排水基準と地下水の浄化措置命令に関する 浄化基準が変更され、一部の工場・事業場について は暫定の排水基準が設定されます。下表1に基準値 を示します。

表 1:カドミウムの基準 (mg/L)

` 0 '		. 0 .
	改正後	改正前
排水基準	0.03	0.1
浄化基準	0.003	0.01

<暫定排水基準の設定>

排水基準に対応することが著しく困難な一部の 工場及び事業場は、暫定基準が設定されます。また、 その適用期間がそれぞれ設定されました。以下の 4業種に暫定基準が設けられました。

表 2:カドミウムの暫定基準 (mg/L)

業種	暫定基準	適用期間
金属鉱業	0.08	2 年間
非鉄金属第1次	0.09	3 年間
精錬・精製業 1	0.09	2 中间
非鉄金属第2次	0.09	3 年間
精錬・精製業 1	0.09	3 中间
溶融めっき業 2	0.1	2 年間

1:亜鉛に係わるものに限る

2:溶融亜鉛めっきを行うものに限る

<新基準の適用時期>

施行日以降に新設される特定事業場について は、直ちに適用されますが、施行日以前に設置さ れている特定事業場については経過措置が設けら れています。

表3:新基準適用の経過措置

	経過措置	
施行日以降に出来る	本年 12 月 1 日より適用	
新しい特定事業場		
施行日以前からある	6 ヶ月間	
特定事業場 3		
水質汚濁防止法施行		
令別表 3 に上げる施	1 年間	
設を設置している特	1 年間	
定事業場		

3:現在設置工事をしている施設を含む

環境科学センター 水環境部 柿沼範洋

<編集後記>

秋の深まりとともに、野山の木々が深緑から紅や 黄色に染まり、鮮やかな錦をまとった姿に変わっ て行く様子を見るたび、日本の四季は美しいと思 います。今回は理系の会社っぽく、木々の葉っぱ がどのようにして紅葉するかを紹介します。

通常、葉っぱが緑色に見えるのは、光合成を行う 為に必要なクロロフィル(葉緑素)を持つためです。 気温が 10 以下になり、日照時間が短くなってく ると、葉に含まれるクロロフィルが分解され、緑 色が消えてゆきます。葉っぱに含まれ、分解され ない色素であるキサントフィル(黄色)と呼ばれる 色素の色合いが強くなり葉が黄色くなります。

一方、紅い葉っぱは、夏の間、葉っぱに蓄積され た糖やアミノ酸が紫外線などの影響で紅色のアン トシアンに変化するため、紅くなります。

ちなみに、紅葉する理由 は、未だ解明されていな いそうです。

宇都宮市文化 会館の銀杏並木

業務内容

調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・品質調査・環境アセス他) プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ 他) 水処理薬品部門(ポイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品 他) 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他) 環境に係わる様々な問題に対応致します。お気軽にお問い合わせください。

